**意見募集要領**

１　意見募集対象

* 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年９月14日総務省告示第152号）の改正案（新旧対照表）
* 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン　解説」の改正案（新旧対照表）

２ 意見募集の趣旨・目的・背景

令和２年６月５日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「令和２年改正個人情報保護法」という。）が成立し、施行期日は令和４年４月１日とされています。また、令和３年５月12日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本法第50条による個人情報の保護に関する法律の改正に係る部分（以下「令和３年改正個人情報保護法」という。）の施行期日は令和４年４月１日とされています。

このことを受けて、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（主査：宍戸常寿　東京大学大学院法学政治学研究科教授）において、ガイドライン及びその解説について、令和２年改正個人情報保護法及び令和３年改正個人情報保護法の施行に伴い改正が必要となる事項を検討するとともに、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた規律等の検討を行い、改正案を作成しました。

今般、改正案について、令和４年１月27日（木）から令和４年２月25日（金）までの間、広く意見を募集します。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道発表」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

1. e-Govを利用する場合

e-Gov（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）の方法により提出してください。

1. 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syougyou2\_atmark\_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課　宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

1. 郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課　宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

* ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW
* ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）
* ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

1. FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5868

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課　宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

５　意見提出期間

令和４年１月27日（木）から令和４年２月25日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

６　留意事項

* 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
* 提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課にて、配布又は閲覧に供します。
* 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあってはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
* 提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
* 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
* 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
* 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
* 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担当：丸山課長補佐、伊藤課長補佐、呂専門職、山本専門職、冨田官

電話：03-5253-5847

FAX：03-5253-5868

電子メールアドレス：syougyou2\_atmark\_soumu.go.jp

　　　　　　　　　　　※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

**意　見　書**

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

　消費者行政第二課　宛て

　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人又は団体名等）（注１）

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　電子メールアドレス

　「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年９月14日総務省告示第152号）及びその解説の改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

|  |  |
| --- | --- |
| 該当箇所 | 御意見 |
|  |  |